

しょうひん とうこうにゆうまえ しょう
商品・サービス等購入前のチェックポイント10か条

しょうひん とうこうにゆう さい かき こうもく かくにん
 商品・サービス等購入の際には、下記の10項目を確認するようにしましょう。

- その商品・サービス等は本当に必要なものですか。
- その商品・サービス等の内容をよく確認しましたか。
- すでに同じようなものを持っていませんか。
- その商品・サービス等をすすめる人、販売する人が「良い人」という理由だけで、買おうとしていませんか。
- その商品・サービス等をすすめる人、販売する人が「公的機関の名前」を名乗っているから、買おうとしていませんか。
- 同じ障がいのある人だからという理由だけで、断りきれずに商品・サービス等を買おうとしていませんか。
- その商品・サービス等の十分な説明は受けましたか。
- 簡単に稼げる、儲け話ではありませんか。
- 心当たりのない請求を支払おうとしていませんか。
- 誰かに相談しましたか。

しゃかいふくしほうじんぜんこくしゃかいふくしきょうぎかい しょうがいかんけいだんたいれんらくきょうぎかい さくせい
 (社会福祉法人全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会 作成パンフレットより)

しょうひしゃ
消費者ホットライン

★お住まいの地域の消費生活センターや
 消費生活相談窓口につながります。

TEL.188 (いやや!)

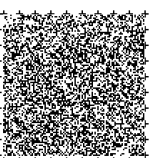
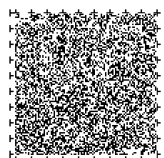
ふくおかけんしょうひせいかつ
福岡県消費生活センター

TEL.092-632-0999

そうだんじかん げつよう きんよう にちよう でんわ そうだん
 (相談時間) 月曜～金曜9:00～16:30 日曜(電話相談のみ)10:00～16:00

※土曜・祝日はお休みです。

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50福岡県吉塚合同庁舎1階



どんなところにも

しょう しょうへん
 <障がい者編>

トラブルのタネ



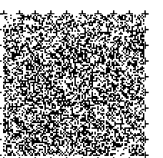
1 架空請求

3 名義貸し

2 デート商法

4 クレジットカードの使いすぎ

*チェックポイント10か条



事例1 架空請求

パソコンや携帯電話などで、根拠のない料金などを請求されること



ココに注意!!

- ① あわてて相手に連絡してはいけません。
- ② 無料と書いてあったのに、クリックしたら、突然料金を請求された場合、料金を支払う必要はありません。

事例3 名義貸し

自分の名義(名前)を(納得した上で)他人に貸すこと



ココに注意!!

- ① 名義(名前)を貸した場合は、たとえ自分自身が使っていなくても、支払いは自分がしなくてははいけません。
- ② どんなに親しい人から頼まれても、絶対に「名義(名前)」を貸してはいけません。

事例2 デート商法

デートのふりをして、アクセサリーや宝石などを買わせること



ココに注意!!

- ① その商品は本当に必要なものですか?
- ② 友人や恋人のフリをしてお金を使わせる人に気をつけましょう。

事例4 クレジットカードの使いすぎ



ココに注意!!

- ① クレジットカードで買い物をするのは、「借金」をしていることと同じです。
- ② カードを利用した場合は、口座の引落としと明細書の返済額を毎月確認し、使いすぎしていないか、しっかりチェックしましょう。

